# 訪問リハビリ利用開始までの流れ

相談

利用希望者様またはそのご家族様より、主治医または担当ケアマネージャーにご相談していただきます。



ケアマネージャーから、当院訪問リハビリ担当者へ依頼 (連絡)していただきます。



受診

面談

契約

当院を受診し、リハビリの必要性があると認められると、医師が【訪問リハビリテーション指示書】を作成します。



担当者が利用希望者様(またはそのご家族様)と面談をします。現在の身体状況などを確認し、今後のリハビリ目標を設定します。



介護保険サービス内容を検討するなど、利用希望者様の ご希望に沿ったケアブランを作成し、リハビリ開始日を決め ます

書類等に署名し、契約を結び後、訪問リハビリ開始となります。



ご自宅へ訪問し、リハビリ開始となります



- ●ご利用対象者
- ◆要支援(1・2) または要介護(1~5) 認定されている方 ※40~64 歳までの方は、要介護状態となった原因が 特定疾病(16 種類)に該当する場合
- ◆主治医から『訪問リハビリテーションが必要』と認められた方

### ≪お問い合わせ・お申し込み≫

#### 〇受付

あづまばし整形外科リハビリテーション科

#### ○連絡先

·担当者携帯 080-7300-6450

担当:小島

· 当院TEL 03-3829-1711

#### 〇利用時間

月曜日~金曜日 午前9時~午後5時45分まで (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

#### 〇リハビリ時間

40分(上限3回/週)60分(上限2回/週)

※1週間に120分が上限

#### ○訪問リハビリ専任医の診察日

月. 火. 木. 金. 十

※土曜日は 13 時 00分まで

#### ○訪問地域

#### 墨田区全域と

台東区・江東区・江戸川区・荒川区・足立区の一部

(当院より半径3㎞圏内)

※この他の区にお住まいの方は、別途ご相談ください



# あづまばし整形外科 旧 湯沢整形外科



# 訪問リハビリテーション



## 利用者様の「健康寿命」伸ばすための 活動を支援いたします。

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活でき る期間 | のことです。

訪問リハビリテーションでは、理学療法士や作業療法士などの国家資格 を取得したスタッフが利用者様の自宅へ訪問し、実生活の場でリハビリ を行うほか、利用者様及びご家族様に対して福祉用具や介助方法、住宅 改修などの、アドバイスも行っています。

#### ●当院の訪問リハビリテーションの特色

#### 1利用者様の身体活動を高めます

要支援、要介護者の多くは年齢とともに活動(運動)量が低下すること で筋肉量や筋力が低下し、転倒リスクの拡大や活動意欲の低下等がみら れる傾向になります。その結果、日常生活上で出来ることが減少してし まいます。

それらの要因を回避するため、日常生活上で動きやすい環境を整えると ともに、活動を妨げている要因 (疼痛や身体機能低下など) の改善にて 活動量向上を図ります。

#### 目標設定





#### ≪運動療法≫

筋力・体力の向上 疼痛の軽減 自主トレ指導

#### ≪生活動作≫

基本動作 日常生活動作 家事動作 外出動作





活動量の向上

訪問リハビリを通して、活動量の向上を図っていくことで、**生活の質** (OOL) や活動意欲の向上に繋げていきます。また、目標設定を行うこ とで、達成時のやりがいや自立した生活への意欲を高めます。ひいては これらが、健康寿命の延長へと繋がっていきます。



- ◆ 生活環境および生活リズムを考慮した運動指導
- 身体機能に応じたリハビリテーション
- ◆ 具体的かつ現実的な短期・長期目標の設定

#### ■ 身体機能及び活動レベルに応じた

リハビリテーション

#### 訪問リハビリ内容

- ・更衣動作、トイレ動作、入浴動作等の練習
- ・起き上がり、立ち上がりなどの基本動作の練習
- ・歩行練習 ・関節拘縮予防や筋力強化、維持の運動
- ・趣味活動、やってみたいことの動作指導および援助
- ・外出機会を増加させるための屋外練習
- ・福祉用具、住宅改修に関するアドバイス



### それぞれにあったリハビリ内容を立案し、 提供いたします!

#### 介護度が軽度 の利用者様



活動量向上 目標

趣味活動・地域活動への参加

イス、活動量の管理

リハビリ内容

筋力強化訓練、自主トレ指導、歩行訓練、 動作訓練 地域活動内容の説明、住宅改修のアドバ

#### 介護度が重度 の利用者様

離床時間の拡大・寝たきり防止介護負担 の軽減



リハビリ内容

日標

残存機能評価、基本動作訓練、拘縮予防、 ポジショニング 福祉用具の選定

介護者への介護方法の指導



#### ⇔ご利用料金

適用保険:介護保険

#### ●介護保険適用の方

65歳以上の要介護認定を受けている方40~64歳までで、要介護 認定を受けた原因が16種類の特定疾病に当たる場合

#### 介護保険利用時の基本料金保険

訪問リハビリテーション費	1回(20分)	308 単位
リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	1月	180 単位
短期集中リハビリテーション 実施加算(2 日以上 /1 週間) ※退院・退所日または 新規介護認定日から 3 ヵ月以内	1 日	200 単位
介護予防長期利用減算(要支援) ※開始日 より 12 ヶ月過ぎた場合	1 回	-30 単位
当事業所の医師が診察を行わなかった場合	1 回	-50 単位

#### 料金モデル



A さん(介護保険、1割負担)が 1日40分(2回分)の訪問リハビリを 週 1回受けた場合の料金例

1ヵ月 約2,934円(1割負担の場合)



● 訪問リハビリテーション費

(2 回分) 616 単位

計 616 単位



● 616 単位 × 4 回 2,464 単位 ●リハビリテーションマネジメント加算(I) (月1 回分)

> 180 単位 計 2,644 単位



2,644 単位 ×11.10 (墨田区地域区分) = 29,348 円 1 割負担の場合 2.934円

※訪問リハビリテーションは、原則 1 週間で最大 120 分の利用が可能で

※退院・退所直後のリハビリテーションの充実を図る観点から、退院・退所 日から3か月以内は1週間で最大240分の利用が可能です。

※リハビリテーションマネジメント加算(イ)の基準を満たし、継続的にリ ハビリテーションの質を管理しています。

※利用者の合計取得単位によって、利用料金が異なります。

※上記の料金は、利用回数、加算を含んだ単位数に地域区分(墨田区 11.10) を乗じて算出しています。

※請求の際には、端数計算の処理上、金額の違いが若干生じる場合がありま すので、ご了承ください。